

三田市介護保険条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,680円とする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>	<p>第1条～第6条の5 省略 (保険料率)</p> <p>第7条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者(以下「第1号被保険者」という。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,680円とする。</p> <p style="text-align: right;">以下省略</p>